



愛媛県報

令和7年3月31日月曜日 第596号外2

愛媛県発行

◇ 目 次 ◇
条 例

○ 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………（税務課） …… 1

条 例

○愛媛県条例第28号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(軽油引取税のみなす課税) 第40条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量 <u>(第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)</u> を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。 (1)～(6) 省略 2 省略 (県税の減免申請) 第80条 省略 2 省略 3 第42条の7第3号若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法により徴収されるものにあつては第42条の5に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日まで)	(軽油引取税のみなす課税) 第40条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。 (1)～(6) 省略 2 省略 (県税の減免申請) 第80条 省略 2 省略 3 第42条の7第3号若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法により徴収されるものにあつては第42条の5に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日まで)

に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。）、知事の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（これに準ずるものとして知事が別に定めるものを含む。）の提示（対面以外の方法により当該申請書を提出する場合のこれらを複写したものを含む。）をしなければならない。

(1)～(7) 省略

4・5 省略

附 則

（軽油引取税の課税免除等の特例）

第22条の4 省略

2 省略

3 法附則第12条の2の7第9項に規定する特例対象事業者のうち

同法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者は、

同条第5項の規定による帳簿を当該年度経過後5年間保存しなけ

ればならない。

に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。）、知事の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証_____の提示（対面以外の方法により当該申請書を提出する場合のこれらを複写したものを含む。）をしなければならない。

(1)～(7) 省略

4・5 省略

附 則

（軽油引取税の課税免除_____の特例）

第22条の4 省略

2 省略

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第80条第3項の規定は、令和7年3月24日から適用する。

（軽油引取税に関する経過措置）

3 新条例第40条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。